

高齢者スマートフォン購入助成事業の実施について

東京都の「高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業（以下「都支援事業」という。）」を活用し、以下のとおり、高齢者スマートフォン購入助成事業（以下「助成事業」という。）を実施してまいりますので、報告します。

1 基本的な考え方

- 助成事業は、①高齢者のデジタルデバイド解消と、②健康アプリを含む区の行政デジタルサービスの利用促進を目的に、令和 7・8 年度の時限的取組として実施する。
- 2 か年の実施規模（助成対象者数）は、65 歳以上の区民の 1%（約 1,200 人）とする。
- 但し、令和 8 年度の実施規模等については、令和 7 年度の実施状況等を考慮の上、令和 8 年度当初予算編成において決定する。

2 令和 7 年度助成事業の概要

区 分	内 容
助 成 対 象 者	次の要件を全て満たす者とする。 ①年度末時点で満 65 歳以上の区民 ②指定店舗（※1）において、自ら使用する目的でスマートフォン（※2）を初めて購入（フィーチャーフォン等（※3）からのスマートフォンへの機種変更を含む）し、通信契約を行った者 ③購入後、指定店舗によるスマートフォン教室（スマートフォンの操作等の講座又はそれに準ずる個別相談）を受講した者 ④購入したスマートフォンに「東京都公式アプリ」の登録、「東京都 LINE 公式アカウント」の友だち追加及び「杉並区公式アプリ（健康アプリ）」の登録を行った者
助成対象者数	600 人
助 成 内 容 等	次の費用（消費税込み）について、1 人につき 1 台まで、1 回限り、30,000 円を上限に助成する。 ①スマートフォン本体及び充電器の購入費用 ②契約事務手数料、アカウント設定料（AppleID 又は Google アカウントに限る）及びデータ移行等手数料
助 成 申 請	指定店舗において、電子申請により行う
申請期間（予定）	令和 7 年 11 月 10 日～令和 8 年 3 月 10 日（予算に達し次第終了）

- （※1）東京都と都支援事業の実施に向けた連携に関する協定を締結した通信事業者の店舗のうち、区が指定した店舗。
- （※2）電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 1 条第 2 項第 22 号に規定するスマートフォンのうち、マイナンバーカードを読み取る機能である NFC 認証機能及び音声入力機能を搭載し、iOS16 以上の端末又は Android9 以上の端末をいう。
- （※3）第 3 世代又は第 4 世代移動通信システムに対応している通話機能を中心にインターネット接続等が可能な従来型の携帯電話又は※2 に該当しないスマートフォンをいう。

3 その他

- 助成事業の周知は、広報すぎなみ及び区公式ホームページのほか、ゆうゆう館及びコミュニティふらっと等の区立施設や区役所及びケア 24 の高齢者相談窓口、指定店舗で配布する案内チラシ等により行う。また、助成申請状況を区公式ホームページで随時公表する。
- 助成申請者に対しては、本年 10 月に区が開設するデジタルデバイド常設相談窓口の案内チラシを配布し、行政デジタルサービスの利用促進を図る。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 令和 7 年 10 月～ | 補正予算決定後、要綱制定及び助成事業の周知等を開始 |
| 11 月 10 日 | 助成申請の受付を開始（申請期限：令和 8 年 3 月 10 日） |